

# アーティスト活動支援事業に係る広報及びイベント業務企画提案書募集要項

## 1 業務概要

### (1) 業務目的

県が実施する「アーティスト活動支援事業」を効果的に実施するため、事業を周知する広報資材を作成及び配布・発信するとともに、当該アーティストのキャリアアップを支援するイベントの企画及び運営・管理を行う。

### (2) 業務内容

別紙1「アーティスト活動支援事業に係る広報及びイベント業務委託仕様書」のとおり。

### (3) 委託金額限度額

4,631,880円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### (4) 契約期間

契約締結の日から2027年3月31日（水）まで

## 2 応募資格

- (1) 企画提案の提出期限までに、令和8・9年度入札参加資格者名簿の大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」及び中分類「08. コンピュータサービス」に登録されている者、又は現在申請中で契約締結時に登録が見込まれる者であること。
- (2) 企画提案の受付期間において、愛知県から入札参加資格(指名)停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4<一般競争入札の参加者の資格>の規定に該当しないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 国内における催事業務に精通しており、文化芸術分野のイベントやワークショップなどの企画・運営、Webサイトの作成などに豊富な経験を有するなど、優れた企画力、技術力、ノウハウ等を持っていること。

## 3 応募方法

### (1) 提出書類

用紙はA4版で統一すること。やむを得ずA4以上の用紙を使用する場合は、A4サイズに折り畳むこと。

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 企画提案書

(ア) 次の項目については、「様式2」を用いること。

・法人概要、実施体制、業務実績

(イ) 提案内容には、必ず次の項目について記載すること。（任意様式）

①業務スケジュール

②別紙1「アーティスト活動支援事業に係る広報及びイベント業務委託仕様書」の「3業務内容」に定める各業務について、それぞれ実施内容及び実施方法

※ 実施内容等について、追加提案を認める。この場合、追加提案に係る記載部分が分かるようにすること。

ウ 経費見積書（任意様式）

(7) 宛名は「愛知県知事」とし、消費税及び地方消費税を含まない金額（円単位）で作成すること。

(イ) 所在地（主たる事務所の所在地）、商号又は名称及び代表者職氏名を記載すること。

(ウ) 内訳が分かるように項目ごとに積算額及び積算根拠を記載すること。

エ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）

(2) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）を提出すること。

(3) 提出期限

2026年4月17日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出先

愛知県民文化局文化部文化芸術課企画グループ  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
電話 052-954-6184（ダイヤルイン）

(5) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留等追跡可能なもの）による。

※ 持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く、平日午前9時から午後5時までとする。

※ その他の方法（ファクシミリ、電子メール等）による提出は不可とする。

(6) 本業務に関する問合せ

質問は、次のとおり電子メールで受け付ける。

ア 電子メール bunka@pref.aichi.lg.jp

イ 件名 【質問】アーティスト活動支援事業に係る広報及びイベント業務

ウ 質問内容等 「質問書」（様式4）に必要事項を記入の上、添付すること。

エ 質問受付期限 2026年4月8日（水）午後5時（必着）

オ 回答方法 2026年4月10日（金）までに、愛知県民文化局文化部文化芸術課のWebページに掲載する。（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunka/>）

カ その他 到着確認のため、電子メール送信後、電話にて送付した旨を連絡すること。

※ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に関する質問、受付期限後の質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

#### 4 企画提案説明会の開催

企画提案の応募希望者を対象に、以下のとおり説明会を開催する。

なお、説明会への出席は応募の必須条件ではないが、可能な限り出席すること。

(1) 日時

2026年4月6日（月） 午前10時30分から午前11時30分まで

(2) 場所

愛知県自治センター 6階 603会議室（名古屋市中区三の丸三丁目1番2号）

### (3) 参加申込方法

以下のとおり電子メールで受け付ける。

ア 電子メール bunka@pref.aichi.lg.jp

イ 件名 【説明会】アーティスト活動支援事業に係る広報及びイベント業務

ウ 本文記載内容 ①事業者名、②所属、③氏名、④連絡先（電話番号、メールアドレス）

エ 申込期限 2026年4月3日（金）午後5時（必着）

## 5 選定方法

### (1) 選定方法

ア 前記4に基づき提出された企画提案について、県が設置する選定委員会において審査を行う。一次審査（書類審査）での点数が高いものから上位5件について、二次審査（プレゼンテーション）を行う二段階方式とする。

イ 選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション）について（予定）

ア 開催日 2026年4月24日（金）頃

イ 場所 愛知芸術文化センター内（名古屋市東区東桜一丁目13番2号）

ウ 方法 ・1事業者あたり20分（説明15分、質疑応答5分）程度とする。

・資料は企画提案書を用いることとし、プレゼンテーション当日の追加資料は認めない。また、プロジェクター等の機器は使用しない。

エ その他 詳細は一次審査終了後に通知する。

### (3) 審査基準

審査においては、次の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 提案内容の的確性

(ア) アドバイザー

- ・事業の目的及び必要とされる専門性に合致したアドバイザーを起用しているか。
- ・過去の経歴や活動実績等から、具体的かつ実務的な助言が期待できるか。

(イ) 広報

- ・事業の趣旨に沿った的確な構成となっているか。
- ・事業を広く周知し、多くの若手アーティストを募集する方法が提案されているか。
- ・広報資材は、内容が分かりやすく表現されたデザインで、事業やイベントへの興味・関心を喚起する内容となっているか。

(ウ) イベント

- ・各イベントに適切な専門人材が配置され、事業の趣旨に沿った的確な内容となっているか。
- ・各イベントの実施手法に工夫がみられるか。
- ・アーティストのキャリア形成や活動支援につながる内容となっているか。

(エ) 追加提案

- ・上記のほか、独自の提案があり、それは創意工夫に満ちた提案となっているか。
- ・アート系メディアによる情報発信など、多くの若手アーティストに向けた周知の手法が提案されているか。
- ・アートギャラリーやアートスタジオなどの関係機関と連携する工夫が含まれているか。

#### イ 業務実施体制

- ・業務の遂行に必要な人員が割り当てられ、実施可能な体制となっているか。
- ・具体的かつ実施可能なスケジュールとなっているか。
- ・本事業と類似事業の実施実績、本事業に活用できるノウハウ等があるか。

#### ウ 事業積算の妥当性

- ・手法、成果に見合った経費となっているか。
- ・費用対効果に優れた内容となっているか。

#### エ 社会的取組

### 6 スケジュール（予定）

(1) 企画提案説明会	2026年4月6日（月）
(2) 質問書提出期限	同年4月8日（水）
(3) 質問書回答	同年4月10日（金）まで
(4) 企画提案書提出期限	同年4月17日（金）
(5) 選定委員会開催・候補者決定	同年4月24日（金）頃
(6) 受託者決定・契約締結	同年5月初旬

### 7 その他注意事項

- (1) 企画提案に必要な費用（プレゼンテーション出席に要する費用を含む）は、提案者の負担とする。また、企画提案書は返却しない。なお、企画提案書等提出書類は、本委託先選定のためだけに利用し、愛知県庁内部において厳重に管理する。
- (2) 企画提案は、1事業者1案とする。
- (3) 企画提案にあたって知り得た情報については、管理・保管及び外部への漏洩に十分注意すること。
- (4) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は一切認めない。また、応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。
- (5) 提出された企画提案書は受託候補者決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議して決定する（実際の業務実施にあたっては、必ずしも当該受託者の提案どおりに実施するものではない）。
- (6) 失格又は無効  
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 募集要領に違反すると認められる場合
- (7) 提出書類について、行政文書の開示請求があった場合については、次のとおりとする。
  - ア 採用となった企画提案書は、原則開示する。
  - イ 不採用となった企画提案書は、開示しないものとする。
- (8) 契約の成果物に関連して発生した著作権は、全て愛知県に帰属するものとする。